

【みやぎGo To Eat 食事券】

取扱飲食店 募集要項

Go To Eatキャンペーン宮城県食事券発行事務局

2020年10月13日

◆事業の趣旨

「Go To Eatキャンペーン事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食業の皆様の支援策として、期間を限定した官民一体型の需要喚起を図るものです。宮城県内においても大きな影響を受けていますので、県内経済の活性化を目的に地元消費の喚起を図ります。

I. みやぎGo To Eat食事券について

1. 事業概要

- ① 名 称 みやぎGo To Eat 食事券
- ② 発 行 者 農林水産省(Go To Eatキャンペーン宮城県食事券発行事務局)
- ③ 発 行 額 総額70億円(プレミアム率25%)
- ④ 発 行 内 容 総数140万冊
- ⑤ 販 売 価 格 1シート(1,000円券×5枚)4,000円で販売
- ⑥ 使 用 期 間 2020年11月16日(月)～2021年3月31日(水)
- ⑦ 販 売 方 法 購入希望者に各販売窓口で販売
- ⑧ 販 売 窓 口 (調整中)
- ⑨ 販 売 期 間 2020年11月16日(月)～2021年1月31日(日)
- ⑩ 購 入 限 度 特になし(買占め防止のため1回の販売は5シートまで、何回でも購入可)
- ⑪ 利用可能施設 宮城県内の登録飲食店

2. 食事券取り扱い厳守事項

- ① 食事券は飲食の提供などの取引において使用可能です。
- ② 食事券と現金の交換は禁止しています。
- ③ 食事券面額以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。
- ④ 不足分は現金等で受け取ってください。
- ⑤ 飲食店で独自に食事券の使用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- ⑥ 食事券の保管にあたっては、折ったり破ったりしないようご注意ください。他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、食事券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- ⑦ 使用期間を過ぎた飲食券は受け取らないでください。
- ⑧ 食事券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(Go To Eatキャンペーン宮城県食事券発行事務局)は責を負いません。 ※食事券の盗難・紛失について

は、損害賠償が発生する場合があります。

- ⑨ 食事券の交換又は売買はできません。
- ⑩ 不正受給が判明した場合には、「サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金給付規程」に従い給付金の返還等を行っていただきます。

3. 食事券の使用対象にならないもの

- ① 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- ② 有価証券、金券、飲食券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する飲食券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- ④ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤ 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑥ 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもの
- ⑦ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑨ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩ その他、各取扱飲食店及びGoToEat事務局が適当と認めないもの

II. 取扱飲食店の募集概要

1. 参加資格

- (1) 宮城県内に事業所・店舗等を有する者。
- (2) 日本標準産業分類の「76飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第52条第1項の基づく「飲食店営業」または「喫茶店営業」の許可を得ている者かつ、その場で飲食させる事業所である者。
- (3) 上記に該当する事業所とするが、**次の事業者を除く。**
 - ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者

- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③ 上記Ⅰ. 3[食事券の使用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
- ④ 宮城県の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2. 取扱飲食店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 取扱飲食店であることが明確になるよう、販売ツール（ステッカー、のぼり、ポスター等）を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ② コロナウイルス感染症対策として感染店頭ツールを4種類GoToEatキャンペーン本部（東京※宮城県事務局と異なります）から送られますので、掲出等お願いします。また、GoToEatキャンペーン本部から加盟店舗へ対応の確認に入ることがあります。
- ③ 利用者が使用される食事券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。なお、色合いが明らかに違うなど、偽造された食事券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨をGoToEatキャンペーン宮城県食事券発行事務局にも報告してください。確認用として配布する見本券は、食事券を取り扱うすべての方に周知してください。
- ④ 食事券を受け取った時は、再流出を防止するため食事券の半券（取扱飲食店控え）を切り取ってください。
- ⑤ 使用済の食事券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合にそなえ、確認のため、取扱飲食店控え部分を入金確認が完了するまで大切に保管してください。
※この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、

ご注意ください。なお、控え片がある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご了承ください。

- ⑥ 口座振込となります。振込手数料は事務局にて負担致します。
- ⑦ 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された食事券のみ換金可能です。
- ⑧ みやぎGoToEat食事券事業の運営にご協力をお願いいたします。

3. 申込から選定まで

(1) 申込方法

取扱飲食店登録希望者は、この「募集要項」及び 添付別紙の「GoToEatキャンペーン 参加飲食店同意書」に同意の上、飲食店登録申請書兼宣誓書に必要事項を入力または記入してください。

下記のいずれかの方法で申請します。

- ① インターネット：<https://gte-miyagi.jp>
- ② F A X : 022-398-5612
- ③ 郵 送 : 〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-7-5 飯田ビル4階

GoToEatキャンペーン宮城県食事券発行事務局 飲食店登録係

(2) 申込期間

2020年10月20日（火）から2020年12月20日（日）まで

郵送の場合も同様に必着でお願いします。

① 登録・承認

申込みのあった事業者については、審査を経て、取扱飲食店として承認します。

ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、審査により承認を取り消すことがあります。

※申込み内容に虚偽・不備等があった場合

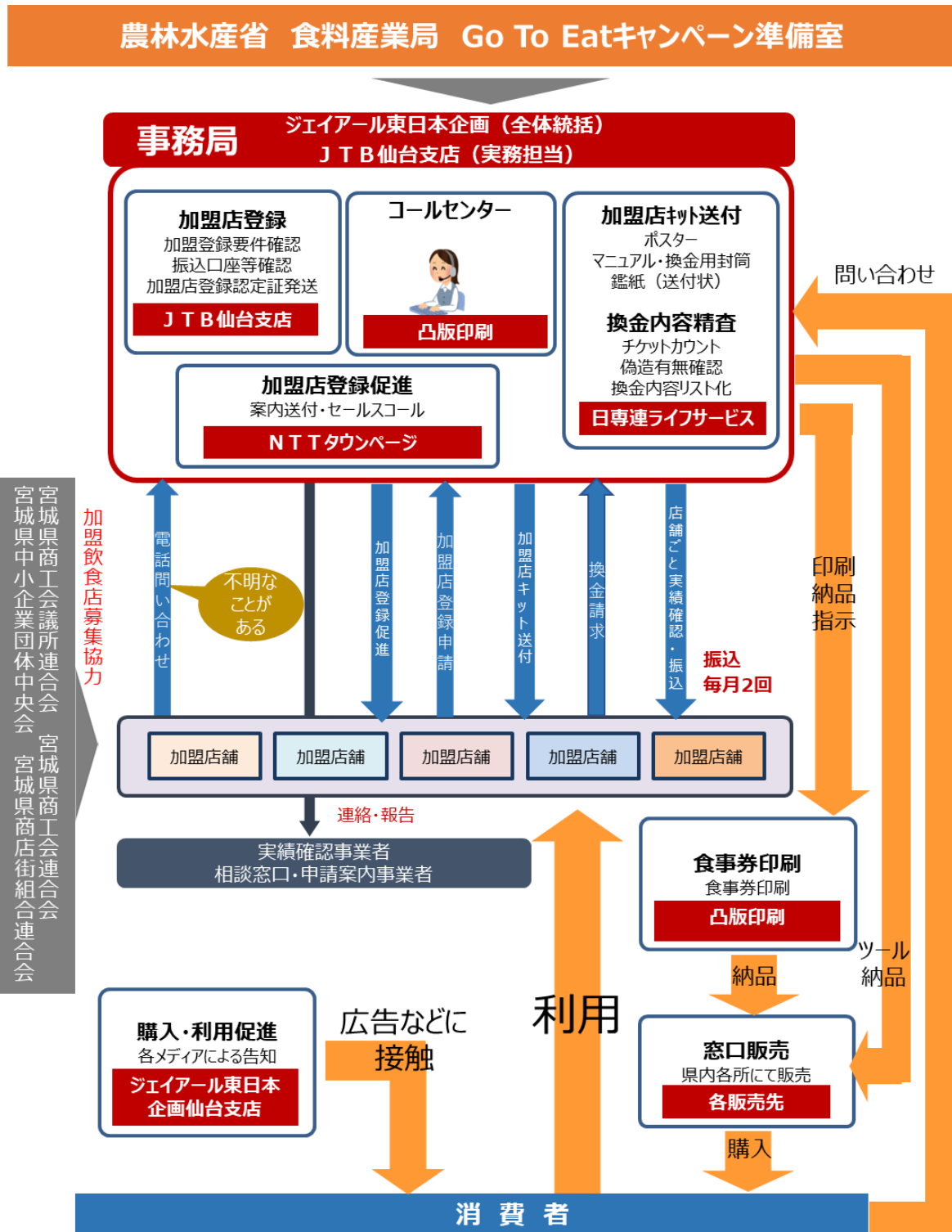
※GoToEatキャンペーン宮城県食事券発行事務局が承認を取り消すと判断した場合

② その他留意事項

- 取扱飲食店の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「食事券の使えるお店」として、購入利用者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載します。
- 登録後、取扱飲食店向けのマニュアル・ステッカーを作成し 送付します。
- 食事券の取扱い、換金の方法など詳細については、取扱飲食店マニュアルを参照してください。
- 「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱飲食店の承認取消、損害賠償金の請求を行う場合があります。
- 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します。
- 本事業用にデザインされた「食事券」の肖像使用を含む広報告知物の作成・掲出等については事前に承認が必要となります。事務局へお問合せください。

- GoToEatキャンペーン本部等の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

<参考・GoToEat 食事券の流れ>



Ⅲ. 換金について

飲食利用者から食事券を受け取った取扱飲食店は、換金請求書によりGoToEat食事券の利用額を請求します。その請求方法は以下のようになります。

- 取扱飲食店は、専用封筒（又はダンボール）に食事券を同封し、指定の場所へ郵送またはゆうパックにて発送してください。
- 郵送料振込手数料等は掛かりません。（事務局が負担します）
- 換金請求期間は、2020年11月30日（月）～2021年4月15日（月）までとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。（ご注意：換金請求期間は変更になる場合がございますので予めご了承ください。換金スケジュールは、ホームページ等でお知らせいたします。）
- 食事券の入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。
- 食事券換金請求スケジュールに基づき入金予定に指定口座へお支払いする予定です。
※毎月15日、月末に利用締日を設定し、事務局到着期限日までに到着分を振込予定日に、指定口座に入金手続きをします。スケジュールにつきましては、後日配布いたします「取扱飲食店マニュアル」にて必ずご確認ください。

お食事券換金請求スケジュール

毎月15日と月末の2回集計し、下記表の振込予定日にご指定の口座に送金いたします。

※毎月15日までに到着した分を当月末日にお支払いします。

（但し、末日が金融機関休業日の場合「前営業日」とします。）

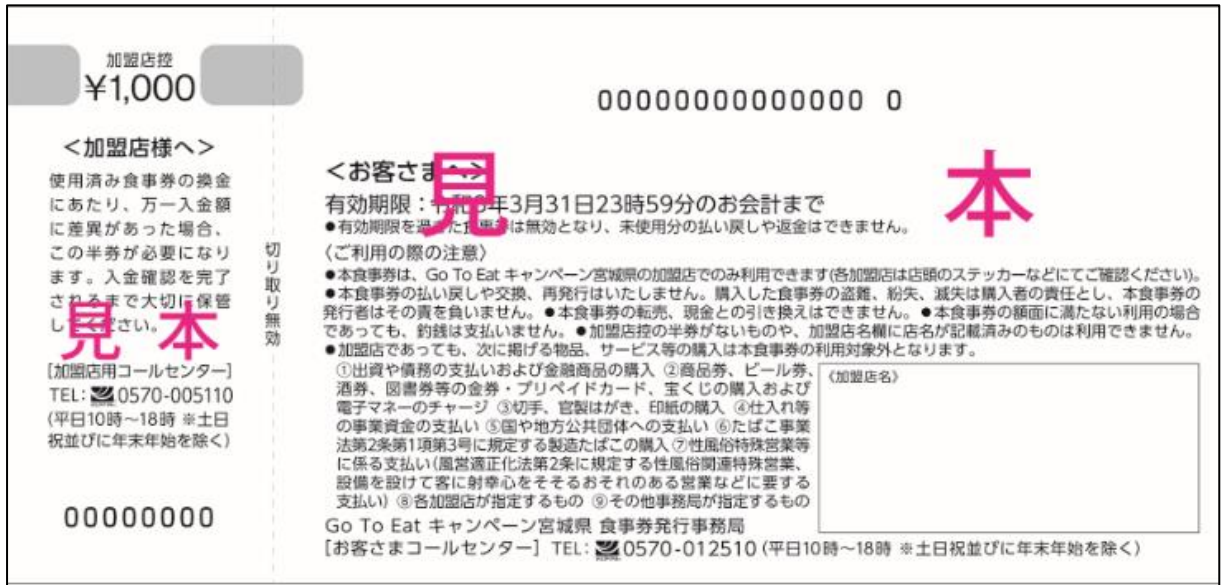
※毎月末日までに到着した分を翌月15日にお支払いします。

（但し、15日が金融機関休業日の場合「翌営業日」とします。）

<参考・換金請求スケジュール>換金請求スケジュールは変更する場合がございます。

日程	加盟店からの換金請求書到着期間	振込予定日
1	2020/11/16(月)～11/30(月)	2020/12/15(火)
2	2020/12/1(火)～12/15(火)	2020/12/30(水)
3	2020/12/16(水)～12/31(木)	2021/1/15(火)
4	2021/1/1(金)～1/15(金)	2021/1/31(木)
5	2021/1/16(土)～1/29(金)	2021/2/15(金)
6	2021/1/30(土)～2/15(月)	2021/2/26(金)
7	2021/2/16(火)～2/26(金)	2021/3/15(金)
8	2021/2/27(土)～3/15(月)	2021/3/31(水)
9	2021/3/16(火)～3/31(水)	2021/4/15(月)
10	2021/4/1(木)～4/15(木)	2021/4/26(金)

<参考・みやぎGoToEat食事券イメージ>



【問い合わせ先】

Go To Eat キャンペーン宮城県食事券発行事務局

平日 10:00～17:00 (土日祝日及び年末年始(12月30日～1月3日)は休み)

TEL : 0570-005110 (加盟店用コールセンター)

FAX : 022-398-5612

Email : info@gte-miyagi.jp

ホームページ : <https://gte-miyagi.jp>